

新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置にかかる手続き等について（通知）

岐阜大学職員就業規則第 77 条第 1 号に基づく新型コロナウイルス感染症に関する就業禁止措置にかかる手続き等については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象者について

- ①新型コロナウイルス感染症の診断を受けた者
- ②新型コロナウイルス感染症の診断のために検査を受け、診断結果を受領していない者

2 就業禁止期間について

- ①感染の診断を受けた日から治癒したと診断された日までの期間
 - ②検査を受けた日から診断結果を受領した日までの期間
- ※診断の結果、感染していなかった場合を含む

3 就業禁止期間中の給与等の取扱いについて

就業禁止期間中の給与は減額しない。また、就業禁止期間は、年次有給休暇算定の基礎となる勤務日数に含める。

以上